第１号様式

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

　次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和　　年　　月　　日

（あて先）八戸市長

令和７年10月26日執行

八戸市長選挙

候補者氏名

記

1　一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 契　約  年月日 | 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 契　　　約　　　内　　　容 | | 備考 |
| 運送契約期間 | 運送契約金額 |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

2　１に掲げる場合以外の場合

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目  区分 | 契　約年月日 | 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 契　　約　　内　　容 | | 備考 |
| 借入れ期間等 | 契約金額 |
| 自動車の借入れ |  |  | ～ |  |  |
|  |  | ～ |  |  |
| 運転手の雇用 |  |  | ～ |  |  |
|  |  | ～ |  |  |
| 燃料代 |  |  | （登録番号） | ℓ＠ |  |
|  |  | （登録番号） | ℓ＠ |  |

（備　考）

１　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

２　２の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

３　「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「契約金額」欄に契約単価を記載してください。

４　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第２号様式

ポスター作成契約届出書

次のとおりポスター作成契約を締結したので届け出ます。

令和　　年　　月　　日

（あて先）八戸市長

令和７年10月26日執行

八戸市長選挙

候補者氏名

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 契　約  年月日 | 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては そ の 代 表 者 の 氏 名 | 契　　　約　　　内　　　容 | | 備考 |
| 作成契約枚数 | 作成契約金額 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

備考

１　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

２　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第１号様式(ビラ)

選挙運動用ビラ作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

令和　　年　　月　　日

（あて先）八戸市長

令和７年10月26日執行

八戸市長選挙

候補者氏名

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 契約年月日 | 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 契　約　内　容 | | 備　考 |
| 作成契約枚数  （枚） | 作成契約金額  （円） |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

備考

１　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

２　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別紙１（契約書例１）

運送契約書

収入印紙

（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約）

　八戸市長選挙候補者　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

１　使用目的

　　公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用。

２　車種及び登録番号　　　車　　種

　　　　　　　　　　　　　登録番号

３　台数　　　　１　台

４　使用期間　　　令和　　年　　月日から令和　　年　　月日まで

５　契約金額　　　　　　　　　円（内訳　1日円×　　日間）

６　使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件車輌の運行義務を負い、乙の定める約款に従う義務を負う。

７　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例に基づき八戸市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、八戸市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は八戸市に請求できない。

　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日（契約締結年月日）

　　　　　　　　　　　　　　　甲　八戸市長選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　乙　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称　　　　　　　　　　　　 　

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

別紙２（契約書例２）

自動車賃貸借契約書

（レンタル）

　八戸市長選挙候補者　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

１　使用目的

公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用。

２　車種及び登録番号　　　車　　種

　　　　　　　　　　　　　登録番号

３　台数　　　　１　台

４　使用期間　　　令和　　年　　月日から令和　　年　　月日まで

５　契約金額　　　　　　　　　円（内訳　1日円×　　日間）

６　使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件自動車の運行義務を負い、乙の定める約款に従う義務を負う。

７　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例に基づき八戸市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、八戸市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は八戸市に請求できない。

令和　　年　　月　　日（契約締結年月日）

　　　　　　　　　　　　　　　　甲　八戸市長選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　乙

住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称　　　 　　　　　　　　　　　

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

別紙３（契約書例３）

選挙運動用自動車燃料供給契約書

　八戸市長選挙候補者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

１　供給する期間　　令和年　　月日から令和年　　月日まで

２　供給場所　　所在地

　　　　　　　　　　名　称

３　供給を受ける自動車の登録番号

４　金　　　　額　　単価１ℓ当たり　　　円（税込）とし、期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。

５　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例に基づき八戸市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、八戸市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は八戸市に請求できない。

令和　　年　　月　　日（契約締結年月日）

　　　　　　　　　　　　　　　　甲　八戸市長選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　

　　　　　　　　　　　　　　　　乙

住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称　　　　　　　　　　　　　

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

別紙４（契約書例４）

自動車運転契約書

収入印紙

　八戸市長選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、甲が使用する公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

１　運転する期間　　令和年　　月日から

令和年　　月日まで　　　　　日間、

２　契約金額　　　　　　　　　円

（1日につき　　円）

３　運転する自動車の登録番号

４　請求及び支払

乙は、この契約に基づく契約金額については、八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例に基づき、八戸市に対して請求するものとし、甲は、これに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、八戸市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、八戸市に対して契約金額の請求ができない。この場合、甲は、乙に対して契約金額を支払うものとする。

令和　　年　　月　　日（契約締結年月日）

　　　　　　　　　　　　　　　　甲　八戸市長選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　乙

住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　

別紙５（契約書例５）

選挙運動用ポスター作成契約書

収入印紙

100万以下

200円

　八戸市長選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

１　品　　　　　名　　　公職選挙法第143条に定めるポスター

２　数　　　　　量　　　　　　　　　枚

３　契　約　金　額　　　　　　　　　円

（単価　　　　　　　円　　　銭）

４　納　入　期　限　　　令和　年　　月　　日

５　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成公営に関する条例に基づき八戸市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、八戸市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は八戸市に請求できない。

令和　　年　　月　　日（契約締結年月日）

　　　　　　　　　　　　　　　　甲　八戸市長選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　名　称　

　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

別紙６（契約書例６）

選挙運動用ビラ作成契約書

収入印紙

100万以下

200円

　八戸市長選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

１　品　　　　　名　　　公職選挙法第142条第11項に定める選挙運動用ビラ

２　数　　　　　量　　　　　　　　　枚

３　契　約　金　額　　　　　　　　　円

（単価　　　　　　　円　　　銭）

４　納　入　期　限　　　令和　年　　月　　日

５　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例に基づき八戸市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、八戸市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は八戸市に請求できない。

令和　　年　　月　　日（契約締結年月日）

　　　　　　　　　　　　　　　　甲　八戸市長選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　名　称　

　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

第３号様式

自動車燃料代確認申請書

　次の自動車燃料代につき、八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第４条第２号イの規定による確認を受けたいので申請します。

令和　　年　　月　　日

（あて先）八戸市長

令和７年10月26日執行

八戸市長選挙

候補者氏名

記

１　契約年月日　　　令和　　年　　月　　日

２　契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

住　　　　　　所

名　　　　　　称　　　

法人の代表者氏名　　　

３　燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

４　確　認　申　請　金　額　　　　　　　　　　　　　円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　　　分 | 購入金額  (円) | 左のうち確認済又は  確認申請金額(円) |
| 前回までの累計金額　（ａ） |  |  |
| 今回の購入金額　　　（ｂ） |  |  |
| 燃料代計　　 （ａ）+（ｂ） |  |  |

備　考

１　この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から八戸市選挙管理委員会に提出してください。

２　この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

３　「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

４　「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。

５　公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

６　候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第２号様式(ビラ)

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

　次のビラ作成枚数につき、八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例第４条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和　　年　　月　　日

（あて先）八戸市長

令和７年10月26日執行

八戸市長選挙

候補者氏名

記

１　契約年月日　　　令和　　年　　月　　日

２　契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

住　　　　　　所

名　　　　　　称　　　

法人の代表者氏名　　　

３　確　認　申　請　枚　数　　　　　　　　　　　　　枚

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　　　分 | 作成枚数  (枚) | 左のうち確認済又は  確認申請枚数(枚) |
| 前回までの累積枚数　（ａ） |  |  |
| 今回の枚数　　　　　（ｂ） |  |  |
| 合計　　 　　（ａ）+（ｂ） |  |  |
| 備考 |  |  |

備　考

１　この申請書は、選挙運動用ビラの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

２　この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から選挙管理委員会に提出してください。

３　「前回までの累積枚数」は、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載し

　てください。

４　候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提

　出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提

　出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでは

　ありません。

第４号様式

自動車燃料代確認書

　八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第４条第２号ロの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認した。

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　八戸市選挙管理委員会委員長　　大　坪　秀　一　　㊞

記

１　令和７年10月26日執行八戸市長選挙

２　候補者の氏名

　３　燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の

自動車登録番号又は車両番号

４　確　認　金　額　　　　　　　　　　　　　　円

備　考

１　この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。

２　この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。

３　この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、八戸市に支払を請求することはできません。

第３号様式(ビラ)

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

　八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例第４条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラの作成枚数が同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認した。

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　八戸市選挙管理委員会委員長　　大　坪　秀　一　　㊞

記

１　令和７年10月26日執行八戸市長選挙

２　候補者の氏名

　３　確　認　枚　数　　　　　　　　　　　　　　枚

備　考

１　この確認書は、選挙運動用ビラの作成枚数について確認を受けた候補者から契約業者に提出してください。

２　この確認書を受領した契約業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。

３　この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、契約業者は八戸市に支払を請求することはできません。

第５号様式

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

　次のとおり選挙運動用自動車を使用するものであることを証明します。

令和　　年　　月　　日

令和７年10月26日執行

八戸市長選挙

候補者氏名

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 運送等契約区分  該当する番号に○印をしてください | １　一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 | | ２　左に掲げる場合以外の場合 | |
| 運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 |  | | | |
| 車種及び自動車登録番号又は車両番号 | 運送等年月日 | 運送等金額(円) | | 備　考 |
|  | 年　　月　　日 | 円 | |  |
|  | 年　　月　　日 | 円 | |  |
|  | 年　　月　　日 | 円 | |  |
|  | 年　　月　　日 | 円 | |  |
|  | 年　　月　　日 | 円 | |  |
|  | 年　　月　　日 | 円 | |  |
|  | 年　　月　　日 | 円 | |  |

備　考

１　この証明書は、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。

２　運送事業者等が八戸市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、八戸市に支払を請求することはできません。

４　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日当たり次の金額までです。

　⑴　一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合－－－51,500円

　　⑵　⑴以外の場合－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－13,390円

５　同一の日において一般乗用旅客自動車運送契約（「運送等契約区分」欄の１）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の２）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

６　同一の日において、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１台に限られていますので、その指定をした１台のみについて記載してください。

７　５の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び６の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、八戸市に支払を請求することはできません。

第６号様式

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

　次のとおり燃料を使用するものであることを証明します。

令和　　年　　月　　日

令和７年10月26日執行

八戸市長選挙

候補者氏名

記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | |  | | | |
| 燃料供給年月日 | 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 | | 燃料供給量（ℓ） | 燃料供給金額（円） | 備　考 |
| 令和　　年　　月　　日 |  | |  |  |  |
| 令和　　年　　月　　日 |  | |  |  |  |
| 令和　　年　　月　　日 |  | |  |  |  |
| 令和　　年　　月　　日 |  | |  |  |  |
| 令和　　年　　月　　日 |  | |  |  |  |
| 令和　　年　　月　　日 |  | |  |  |  |
| 令和　　年　　月　　日 |  | |  |  |  |

備　考

１　この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第７号）第13条第１項第４号に規定する４けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第１項第４号若しくは第36条の18第１項第３号に規定する４けた以下のアラビア数字、燃料供給量および燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。

２　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

３　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄および「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

４　燃料供給業者が八戸市に支払を請求するときは、この証明書および給油伝票の写しを請求書に添付してください。

５　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、八戸市に支払を請求することはできません。

６　公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

７　公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

第７号様式

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

　次のとおり運転手を使用するものであることを証明します。

令和　　年　　月　　日

令和７年10月26日執行

八戸市長選挙

候補者氏名

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 運転手 | 住　所 |  | |
| 氏　名 |  | |
| 雇用年月日 | | 報酬の額（円） | 備　　　　　　　考 |
| 年　　　月　　　日 | | 円 |  |
| 年　　　月　　　日 | | 円 |  |
| 年　　　月　　　日 | | 円 |  |
| 年　　　月　　　日 | | 円 |  |
| 年　　　月　　　日 | | 円 |  |
| 年　　　月　　　日 | | 円 |  |
| 年　　　月　　　日 | | 円 |  |

備　考

１　この証明書は運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。

２　運転手が八戸市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は八戸市に支払を請求することはできません。

４　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日を通じて10,000円までです。

５　同一の日において２人以上の選挙運動用自動車の運転手を雇用した場合には、公費負担の対象となるのは候補者が指定した１人に限られていますので、その指定した１人のみについて記載してください。

６　候補者が指定した運転手以外の運転手は、八戸市に支払を請求することはできません。

第８号様式

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

令和　　年　　月　　日

令和７年10月26日執行

八戸市長選挙

候補者氏名

記

|  |  |
| --- | --- |
| 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 |  |
| 作　成　枚　数 | 枚 |
| 作　成　金　額 | 円 |
| 当該選挙におけるポスター掲示場数 | ６３０箇所 |

備　考

１　この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。

２　ポスター作成業者が八戸市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は八戸市に支払を請求することはできません。

４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

　　(１)　枚　　数

　　　　当該選挙におけるポスター掲示場数に相当する枚数

　　(２)　限度額

　　　　246,170円＋11円33銭×（ポスター掲示場数－500）ポスター掲示場数＝単価…１円未満の端数は切上げ

単価×作成枚数（ポスター掲示場数に相当する枚数を限度とする）＝限度額

第４号様式(ビラ)

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成するものであることを証明します。

令和　　年　　月　　日

令和７年10月26日執行

八戸市長選挙

候補者氏名　

記

|  |  |
| --- | --- |
| 契約業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 |  |
| 作　　　成　　　枚　　　数 | 枚 |
| 作　　　成　　　金　　　額 | 円 |

備　考

１　この証明書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。

２　ビラ作成業者が八戸市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、八戸市に支払を請求することはできません。

４　公費負担の対象となる枚数及び公費負担の限度額は、次のとおりです。

　⑴　枚数　　16,000枚以内

　　⑵　限度額　作成単価（７円５１銭以内）×当該作成枚数（16,000枚以内）

請求書様式１（自動車）

令和　　年　　月　　日

請　　　　求　　　　書

（選挙運動用自動車の使用）

　（あて先）八戸市長

住　　　　　　　所

名　　　　　　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

氏名又は代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1　請求金額　　　金　　円

　　　内訳　１　一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約 　　　　　 　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　 ２　１以外の者との契約 ア　自動車の借入れ　　　　　　　　　　　　　　 円

（いずれかに○をつけてください） イ　燃　　料　　代　　　　　　　　　　　　　　 円

ウ　運　　転　　手　　　　　　　　　　　　　　 円

2　内訳書　別紙のとおり

3　令和７年10月26日執行八戸市長選挙

4　候補者氏名

5　銀行名・口座名及び口座番号

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 銀行・金庫・(　　) | | | 本店・支店・(　　　) | |
| 1　普　通　　　2　当　座 | | 口座番号 | |  |
| (フリガナ)  口座名義人 |  | | | |
|  | | | |

備　考

１　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第７号）第13条第１項第４号に規定する４桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第１項第４号若しくは第36条の18第１項第３号に規定する４桁以下のアラビア数字、燃料供給量および燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２　候補者が供託物を没収された場合には、八戸市に支払を請求することはできません。

３　燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

４　この請求書用紙は、ア、イ、ウそれぞれに添付してください。

内訳書（自動車）

請求内訳書【自動車の借入れ（ハイヤー・タクシー方式）】

（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）

候補者の氏名

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用年月日 | 運　　送　　金　　額　　（イ） | 基準限度額(ロ) | 請求金額 | 備　　　　考 |
| 令和　　年　　月　　日 | 円×１台　＝　　　　　　　円 | 51,500円 | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 | 円×１台　＝　　　　　　　円 | 51,500円 | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 | 円×１台　＝　　　　　　　円 | 51,500円 | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 | 円×１台　＝　　　　　　　円 | 51,500円 | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 | 円×１台　＝　　　　　　　円 | 51,500円 | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 | 円×１台　＝　　　　　　　円 | 51,500円 | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 | 円×１台　＝　　　　　　　円 | 51,500円 | 円 |  |
| 計 |  | 360,500円 | 円 |  |

　備　考　「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうち、いずれか少ない方の金額を記載してください。

内訳書（自動車の借入れ）

請求内訳書【自動車の借入れ（レンタル方式）】

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

候補者の氏名

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用年月日 | 借　　入　　れ　　金　　額　　（イ） | 基準限度額(ロ) | 請求金額 | 備　　　　考 |
| 令和　　年　　月　　日 | 円 ×　　台 ＝　　　　　　円 | 13,390円 | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 | 円 ×　　台 ＝　　　　　　円 | 13,390円 | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 | 円 ×　　台 ＝　　　　　　円 | 13,390円 | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 | 円 ×　　台 ＝　　　　　　円 | 13,390円 | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 | 円 ×　　台 ＝　　　　　　円 | 13,390円 | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 | 円 ×　　台 ＝　　　　　　円 | 13,390円 | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 | 円 ×　　台 ＝　　　　　　円 | 13,390円 | 円 |  |
| 計 |  | 93,730円 | 円 |  |

　備　考　「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうち、いずれか少ない方の金額を記載してください。

内訳書（燃料代）

請求内訳書（燃料代）

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

候補者の氏名

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 販売年月日 | 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 | 販売金額（イ） | 基準限度額(ロ) | 請求金額 | 備　　　　考 |
| 令和　　年　　月　　日 |  | 円　×　　　　ℓ　＝　　　　　円 | 円 | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 |  | 円　×　　　　ℓ　＝　　　　　円 | 円 | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 |  | 円　×　　　　ℓ　＝　　　　　円 | 円 | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 |  | 円　×　　　　ℓ　＝　　　　　円 | 円 | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 |  | 円　×　　　　ℓ　＝　　　　　円 | 円 | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 |  | 円　×　　　　ℓ　＝　　　　　円 | 円 | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 |  | 円　×　　　　ℓ　＝　　　　　円 | 円 | 円 |  |
| 計 |  | 円 | 円 | 円 |  |

　備考

１「基準限度額」（計）欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。

　２「請求金額」欄には、(イ)の(計)欄又は(ロ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

３「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

４「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄及び「(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

内訳書（運転手）

請求内訳書（運転手）

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

候補者の氏名

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 雇用年月日 | 報酬（イ） | 基準限度額(ロ) | 請求金額 | 備　　　　考 |
| 令和　　年　　月　　日 | 円 | 10,000円 | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 | 円 | 10,000円 | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 | 円 | 10,000円 | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 | 円 | 10,000円 | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 | 円 | 10,000円 | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 | 円 | 10,000円 | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 | 円 | 10,000円 | 円 |  |
| 計 |  | 70,000円 | 円 |  |

　備　考　「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうち、いずれか少ない方の金額を記載してください。

請求書様式２(ポスター）

令和　　年　　月　　日

請　　　　求　　　　書

（ポスターの作成）

　（あて先）八戸市長

住　　　　　　　所

名　　　　　　　称　　　　　　　　　　　　　　　印

氏名又は代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第４条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1　請求金額　　　金　　　　　　　　　　円

2　内訳書　　　　別紙のとおり

3　令和７年10月26日執行八戸市長選挙

4　候補者の氏名

5　銀行名・口座名及び口座番号

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 銀行・金庫・(　　) | | | 本店・支店・(　　　) | |
| 1　普　通　　　2　当　座 | | 口座番号 | |  |
| (フリガナ)  口座名義人 |  | | | |
|  | | | |

備　考

１　この請求書は、候補者から受領したポスター作成証明書とともに選挙期日後速やかに提出してください。

２ 候補者が供託物を没収された場合には、八戸市に支払を請求することはできません。

３　契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

内訳書（ポスター）

請求内訳書（ポスター）

候補者の氏名

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ポスター掲示場の数 | 作 成 金 額 | | | 基 準 限 度 額 | | | 請 求 金 額 | | | 備考 |
| 単　価  A | 枚　数  B | 金　　額  A×B＝C | 単　価  D | 枚　数  E | 金　　額  D×E＝F | 単　価  G | 枚　数  H | 金　　額  G×H＝I |
| ６３０箇所 | 円 | 枚 | 円 | 円  393 | 枚  630 | 円  247,590 | 円 | 枚 | 円 |  |

　備考

１　「ポスター掲示場の数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙におけるポスター掲示場の数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

　２　Ｄ欄には、次により算出した額を記載してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 246,170円＋11円33銭×(ポスター掲示場数－500） | ＝ 単価（１円未満の端数は切上げ） |
| ポスター掲示場数 |

　３　Ｅ欄には、ポスター掲示場の数に相当する枚数を記載してください。

　４　Ｇ欄には、Ａ欄とＤ欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

　５　Ｈ欄には、Ｂ欄とＥ欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

請求書様式３(選挙運動用ビラ）

令和　　年　　月　　日

請　　　　求　　　　書

（ビラの作成）

　（あて先）八戸市長

住　　　　　　　所

名　　　　　　　称　　　　　　　　　　　　　　　印

氏名又は代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例第４条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1　請求金額　　　金　　円

2　内訳書　　別紙のとおり

3　令和７年10月26日執行八戸市長選挙

4　候補者氏名

5　銀行名・口座名及び口座番号

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 銀行・金庫・(　　　) | | | 本店・支店・(　　　　) | |
| 1　普　通　　　2　当　座 | | 口座番号 | |  |
| (フリガナ)  口座名義人 |  | | | |
|  | | | |

備　考

１　この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。

２　候補者が供託物を没収された場合には、八戸市に支払を請求することはできません。

内訳書（選挙運動用ビラ）

請求内訳書

候補者の氏名

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 作成金額 | | | 基準限度額 | | | 請求金額 | | |
| 単　価  A | 枚　数  B | 金　　額  A×B＝C | 単　価  D | 枚　数  E | 金　　額  D×E＝F | 単　価  G | 枚　数  H | 金　　額  G×H＝I |
| 円 | 枚 | 円 | 7円51銭 | 枚  16,000 | 円  120,160 | 円 | 枚 | 円 |

備　考

　１　Ｅ欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

　２　Ｇ欄には、Ａ欄とＤ欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

　３　Ｈ欄には、Ｂ欄とＥ欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。